

## 中国国連代表部による沖縄県民に関する不当発言への対応を求める意見書

令和7年10月に開催された、国連総会第3委員会において、中国国連次席大使が沖縄県民を先住民族として位置付ける趣旨の発言を行い、日本政府に対する批判を展開した。

その後も中国政府関係者や中国国営メディア等において同様の主張が繰り返されており、沖縄県民が差別や人権侵害を受けている先住民族であるかのような認識が国際社会へ発信されている。

しかしながら、沖縄県民は日本国民として日本国憲法の保障する基本的人権を享受し、地方自治制度の下で自らの意思を行政及び政治に反映させながら生活している。また、我が国の法制度上、沖縄県民を先住民族として位置付ける法的根拠は存在していない。

このような状況にもかかわらず、中国国連代表部による発言が国際社会に広がることは、沖縄県民の実情に対する誤解を招くのみならず、県民の名誉と尊厳を損なうおそれがある。

沖縄県知事は県民を代表する立場として、県民の権利と利益を守り、県民の実情を国内外へ正確に発信する責務を負っている。

また、本県は我が国の南西地域に位置し、国際情勢や安全保障環境の変化の影響を受けやすい地域でもある。こうした状況において、沖縄県民に関する誤った認識が国際社会に広がることは、地域の安定及び信頼にも影響を及ぼしかねない。

よって、宜野湾市議会は沖縄県知事に対し、県民の代表として次の事項を実施するよう強く要請する。

### 記

- 一 中国国連代表部による沖縄県民に関する発言について、県民の実情及び法的地位に基づいた県の見解を明確に示すこと。
- 一 中国国連代表部による事実に基づかない発言及び情報発信に対し、必要な抗議又は是正の申し入れを行うこと。
- 一 国及び関係機関と連携し、沖縄県民に関する誤った認識が国際社会へ拡散しないよう適切な措置を講じること。
- 一 沖縄県民の名誉と尊厳を守る観点から、県として積極的な情報発信に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】

沖縄県知事